

入札説明書資料

国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務

【 配布資料内容 】

- 1 入札説明書
- 2 別記様式1～4
- 3 仕様書
- 4 委任状
- 5 入札書
- 6 契約書(案)
- 7 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

入 札 説 明 書

国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務に係る入札公告（令和7年3月5日付）に基づく一般競争入札については、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は入札公告に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、必要書類を提出し、担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出した資料に関し、競争参加資格確認担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、期限までに必要書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月18日（火）まで。

（土曜、日曜、祝祭日を除く午前10時から午後5時まで）

②提出先

下記3に同じ。

③提出方法

提出先へ**持参**すること。

- (2) 提出書類は、次に掲げるところに従い作成し、提出すること。

①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

②消防設備保守点検の実績申告書（別記様式1）

③誓約書（別記様式2）

④業務実績（別記様式3）

入札公告に掲げる業務実績の確認のため、本件と同種の業務実績を一つ記載すること。

⑤契約書の写し

④の業務実績として記載した契約書の写しを提出すること。

⑥会社の業務概要の資料（パンフレット等）

⑦本店確認書類（商業（法人）登記の一部事項証明書（商業（法人）登記簿抄本）または原本証明を行った一部事項証明書の写し。ただし、一部事項証明書及びその写しとも、本入札公告日前3ヶ月以内に発行されたもの）

- (3) 競争参加資格の確認は、書類の提出期限の日をもって行うものとする。

- (4) その他

- ①担当者は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ②提出された書類は、返却しない。
- ③提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

2. 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法：内容を簡潔にまとめ、別記様式4に記入し、持参又はFAXにより、質問がある場合にのみ提出すること。
- (2) 提出期限：令和7年3月13日（木）17時まで
- (3) 提出先：下記3に同じ。
- (4) 回答：FAXにて回答を行う。
- (5) その他：再質問は認めない。また、電話や口頭等による個別対応は行わない。

3. 担当課及び担当者

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 管理課 営繕係

担当者 玉那覇

電話 098-871-3303

FAX 098-871-3322

別記様式 1

消防設備保守点検の実績申告書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 池田 竹州 殿

会社名	
代表者名	印
本社所在地	
県内における拠点 (支店・営業所等)	名称 住所 (国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度)
電話番号 F A X	
営業時間・曜日	
担当者 部署・氏名	
【沖縄県内拠点について】 正社員数 資格保有者人数 (当該業務に関する資格) 《資格人数の記入例》 消防設備士 * 名 消防設備点検資格者 甲種〇類、乙種〇類 * 名 防火対象物者点検資格者 * 名 等	
業務責任者	配置予定者氏名 : 経験年数 年

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州 殿

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名 ㊟

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、令和 7 年 3 月 25 日入札の「国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務」の競争参加にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 - 3) 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者。
 - 4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けている者。
 - 5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けている者。
 - 6) 特別清算開始の申立てがなされている者。
2. 貴運営財団から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
3. 提出書類の内容については事実と相違ありません。
4. 弊社が落札したときは、貴運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を誠実に履行します。

以上

消防設備保守点検の実績

会社名： _____ 印

競争参加資格	令和 4 年度以降に、継続して 1 2 ヶ月以上にわたり、当劇場と同等施設（延べ面積14,000㎡以上）で、沖縄県内において本件と同種の業務実績（消防設備の保守点検業務実績）を有することを証明できる者であること。
施設名称	
延べ床面積	_____㎡（確認できる書類を添付すること）
所在地	（都道府県名・市町村名）
契約期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

件名：国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務
会社名：
TEL： FAX：
質問者氏名：

【質問欄】

【回答欄】

(公財)国立劇場おきなわ運営財団管理課 〈FAX 098-871-3322〉

注1) 質問のある場合にのみ提出すること

注2) 提出期限：令和7年3月13日(木) 17時

国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務仕様書

1. 件名 国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務

2. 所在地 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号

3. 建築概要

- (1) 敷地面積 24,000 m²
- (2) 建築面積 7,239 m²
- (3) 延べ面積 14,729 m² (地下1階、地上3階、塔屋1階)
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造、プレストレストコンクリート造

4. 業務目的

本業務は当劇場の消防用設備について専門の見地から保守点検を行い、適切な維持管理を図ることで、災害時に健全な動作を確保することを目的とする。

5. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、下記の点検については記載の期間（劇場舞台機構点検期間）に行うこと。

- (1) 機器・総合点検 令和7年8月25日～9月5日
- (2) 防火対象物定期点検 令和7年8月25日～9月5日
- (3) 機器点検 令和8年1月26日～2月6日

6. 業務内容

(1) 次の設備について、消防法及び消防庁告示（平成16年第9号）に基づき、保守点検を行う。（設備詳細は「14. 設備概要」参照）なお、消耗部品の取替程度の軽微な修理を含むものとする。

- ・自動火災報知設備
- ・イナージェンガス消火設備
- ・スプリンクラー消火設備
- ・非常照明設備
- ・非常放送設備
- ・消火器
- ・誘導灯設備
- ・防火・防排煙設備

(2) 次の設備について、建築基準法第12条に基づき点検を行い、点検結果報告書を作成する。（機器・総合点検時に年1回とする。）

- ・防火扉
- ・防火シャッター

(3) 官公署へ点検結果等の報告

(4) 消防避難訓練の立会い

(5) 設備異常等による緊急対応

7 設備異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき、またはこの仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、ただちに国立劇場おきなわ担当者に報告し、協議の上適切な処置を講ずるものとする。

8. 技術員

- (1) 請負者は、指定された期間に業務を完了できるよう適正な人員配置をすること。
- (2) 請負者は、本仕様書に基づき、業務上の責任者（以下「業務代理人」という。）を定めてその氏名、年齢、経歴、資格を予め提出すること。
- (3) 業務代理人は、防火対象物点検資格者の資格を有する者で請負業務の総括責任者として十分な知識及び消防設備点検整備10年以上の実務経験を有すること。
- (4) 消防設備士（甲種（乙種）第1類・第3類・第4類・第6類）又は消防設備点検資格者（第1種・第2種）の資格を有する者を配置し、設備点検を行うこと。

9. 業務計画書の提出

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した業務計画書を作成し、国立劇場おきなわ担当者と打合せを行わなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務代理人等の名簿及び資格の充足を示す書類等
- (3) 使用機材等の一覧表
- (4) その他必要な事項

10. 報告書の提出

この業務を履行したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 点検結果報告書（消防法で定められた様式による）
- (2) 業務日誌
- (3) その他国立劇場おきなわが必要と認め提出を求めた書類

11. 機材等負担

この業務の遂行に必要な計器、工具及び機材等は、原則として請負者が負担するものとする。ただし、電力・用水等は無償で供与する。

12. 損害賠償

この業務の請負者（技術員を含む）が請負者の責に帰すべき事由により、国立劇場おきなわの建物、設備、物品等に損害を与えた時は賠償の責に任ずるものとする。

13. その他事項

この仕様書は消防設備保守点検の大要を示すものであるから仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認めるものにあつては、請負者においてこれを充足するものとする。

14. 設備概要

1/3

設備名称	摘要	単位	機器点検	機器・総合点検
			数量	数量
(1) 自動火災報知設備				
受信機	GR型 蓄積式	面	1	1
差動式スポット型感知器		個	19	19
定温式スポット型感知器		個	40	40
光電式煙感知器		個	375	375
アナログ煙感知器		個	140	140
アナログ熱感知器		個	5	5
P型1級発信機		個	35	35
表示灯		個	21	21
中継器	火報	個	62	62
中継器	防排煙	個	27	27
(2) イナーゼンガス消火設備				
消化剤貯蔵容器	IG541	基	30	30
容器弁開放器	ガス圧式	個	4	4
選択弁		個	4	4
安全弁		個	2	2
逆止弁	CV-4C型	個	43	43
逆止弁	CV-13.5型	個	30	30
噴射ヘッド		個	19	19
起動容器	2.2リットル 1.4kg入り	個	4	4
電磁式開放器		個	4	4
圧力スイッチ		個	4	4
制御盤	5回線	面	1	1
起動操作盤		台	4	4
音響警報器		個	6	6
放出表示灯		個	9	9
音響警報盤	5回線	面	1	1
ダンパー閉鎖器		個	11	11
光電式煙感知器		個	21	21
放出試験	試験用容器共	式		1
〃	試験容器搬入	式		1
作動試験		式	1	1
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1

設備名称	摘要	単位	機器点検	機器・総合点検
			数量	数量
(5)非常放送設備				
増幅器	出力720W	台	1	1
スピーカー回線	59回線	式	1	1
スピーカー		個	341	341
起動装置	非常電話	個	1	1
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1
(6)消火器				
粉末消火器	外観	本	90	93
粉末消火器	内部点検	本	3	
粉末消火器(10型)	取替	本	1	
粉末消火器(6型)	取替	本	2	
(7)誘導灯設備				
誘導灯	避難口・通路・階段	台	213	213
誘導灯	音声・フラッシャー付	台	18	18
誘導灯	劇場客席	台	58	58
誘導灯連動用煙感知器		個	8	8
誘導灯信号装置		台	3	3
電源装置		式	1	1
配線点検		式		1
(8)防火・防排煙設備点検				
連動制御盤	80回線	面	1	1
排煙口		個	29	29
垂直降下式垂れ壁		台	6	6
防火戸	ドア式S型	台	6	6
防火戸	ドア式W型	台	2	2
防火シャッター		台	13	13
排煙機	モーター駆動	台	9	9
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1

14. 設備概要

1/3

設備名称	摘要	単位	機器点検	機器・総合点検
			数量	数量
(1) 自動火災報知設備				
受信機	GR型 蓄積式	面	1	1
差動式スポット型感知器		個	19	19
定温式スポット型感知器		個	40	40
光電式煙感知器		個	375	375
アナログ煙感知器		個	140	140
アナログ熱感知器		個	5	5
P型1級発信機		個	35	35
表示灯		個	21	21
中継器	火報	個	62	62
中継器	防排煙	個	27	27
(2) イナーゼンガス消火設備				
消化剤貯蔵容器	IG541	基	30	30
容器弁開放器	ガス圧式	個	4	4
選択弁		個	4	4
安全弁		個	2	2
逆止弁	CV-4C型	個	43	43
逆止弁	CV-13.5型	個	30	30
噴射ヘッド		個	19	19
起動容器	2.2ℓ 1.4kg入り	個	4	4
電磁式開放器		個	4	4
圧力スイッチ		個	4	4
制御盤	5回線	面	1	1
起動操作盤		台	4	4
音響警報器		個	6	6
放出表示灯		個	9	9
音響警報盤	5回線	面	1	1
ダンパー閉鎖器		個	11	11
光電式煙感知器		個	21	21
放出試験	試験用容器共	式		1
〃	試験容器搬入	式		1
作動試験		式	1	1
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1

設 備 名 称	摘 要	単 位	機器点検	機器・総合点検
			数量	数量
(5)非常放送設備				
増幅器	出力720W	台	1	1
スピーカー回線	59回線	式	1	1
スピーカー		個	341	341
起動装置	非常電話	個	1	1
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1
(6)消火器				
粉末消火器	外観	本	93	91
粉末消火器	内部点検	本		2
粉末消火器(10型)	取替	本		1
粉末消火器(6型)	取替	本		1
(7)誘導灯設備				
誘導灯	避難口・通路・階段	台	213	213
誘導灯	音声・フラッシャー付	台	18	18
誘導灯	劇場客席	台	58	58
誘導灯連動用煙感知器		個	8	8
誘導灯信号装置		台	3	3
電源装置		式	1	1
配線点検		式		1
(8)防火・防排煙設備点検				
連動制御盤	80回線	面	1	1
排煙口		個	29	29
垂直降下式垂れ壁		台	6	6
防火戸	ドア式S型	台	8	8
防火戸	ドア式W型	台	2	2
防火シャッター		台	13	13
排煙機	モーター駆動	台	9	9
電源装置	予備電池含む	式	1	1
配線点検		式		1

【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和7年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年3月25日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合】

委 任 状

令和7年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔代理人氏名〕

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和7年3月25日から令和8年3月31日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和7年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者の代理人）

〔住 所〕 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

〔法人等名〕 〇〇株式会社

〔代理人氏名〕 〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、
を
（競争参加者）の復代理人と定め、
下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年3月25日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



【入札書の記載例 1：競争参加者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和7年3月25日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

印

【入札書の記載例 2：代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和7年3月25日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

代 理 人

〔代理人氏名〕

印

【入札書の記載例 3 : 復代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務

入札金額 金 _____ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の 110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、
上記の金額によって入札します。

令和7年3月25日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

復 代 理 人

〔復代理人氏名〕

印

委託契約書

業 務 名 国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務
委 託 料 金 〇 〇 〇 〇 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 〇 〇 〇 〇 円)
委 託 場 所 国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下、「甲」という。)と〇 〇 〇 〇(以下、「乙」という。)とは、国立劇場おきなわ消防設備保守点検業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(業務委託)

甲は、乙に対し、第2条記載の業務(以下「本件業務」という。)について、業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、実施することを委託する。

2 甲は、乙に対し、本件業務の委託料として、第4条記載のとおり支払う。

第2条(委託対象業務)

甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 仕様書「設備概要」記載の設備の保守点検

第3条(委託期間)

本契約は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条(委託料)

委託料の支払いは、機器・総合点検、機器点検終了後の2回払いとする。

2 乙は、甲に対し、機器・総合点検、機器点検終了後、仕様書記載の業務報告書及び請求書を提出する。

3 甲は、前項の提出資料を検査したうえで、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。

第5条(業務調査)

甲は、乙に委託した本件業務の履行状況を調査し、必要により乙に対して、業務遂行方法等について、指示できるものとする。乙は、甲の調査の求めがあった場合には、これに協力する。

第6条(事故時の対応)

乙は、本件業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第7条（業務計画書）

乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

第8条（権利義務の譲渡等）

乙は、本件業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第9条（再委託の禁止）

- 乙は、本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合に、当該第三者が排除対象者（第18条第1項各号に該当する者）であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
 - 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合には、業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第19条第2項から第3項の規定を準用する。

第10条（施設管理担当者）

- 甲は、本件業務の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。
- 2 施設管理担当者は、本契約に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

第11条（業務責任者）

乙は、本件業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

第12条（業務関係者に関する措置請求）

甲は、乙の業務責任者又は使用人が本件業務の履行について著しく不相当であると認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第13条（控室等）

甲は、本件業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して仕様書に定める控室等を無償で貸与する。

- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

第14条（指揮・命令）

甲は、本契約の遂行に際し、現場での調整が必要な場合には、第11条に基づき選任された業務責任者に対して指示をするものとする。

第15条（法令等の遵守）

甲および乙は、本件業務に対し、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本件業務の遂行にあたっては、安全に関する諸法令および甲の指示する諸規程を遵守し、人身災害および施設事故のゼロを期するため、万全の措置を講ずるものとする。

第16条（報告義務）

乙は、本委託業務にかかる作業状況等を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、甲が求めた場合には、本委託業務の遂行に関する情報を速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本委託業務の遂行の支障となる事案が生じたとき又は生じるおそれのあるときは、甲に対して直ちに報告し、甲と協議し又は甲から指示を得なければならない。

第17条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の有効期間内のみならず契約解除後においても、本委託業務の履行に関して知り得た営業上、技術上ならびに個人情報等を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対しても、前項について遵守させなければならない。

第18条（反社会的勢力の排除）

乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役員等」という。）が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来に

わたっても該当しないことを確約する。

(1) 次に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

ロ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ハ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。）

ニ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

ホ その他反社会的勢力であること。

(2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等をする事又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。

(3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・賛助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。

(5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。

2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第19条（契約の解除及び違約金）

前条第3項に定めるほか、乙に次の各号の一に該当する事由が生じた場合、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき

(2) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(3) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき

(4) 信用・資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、特別清算開始の申立て等の事実が生じたとき

- 2 前条第3項及び本条第1項各号の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
- 3 甲は前条第3項及び本条第1項各号の規定により本契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

第20条（乙による契約の解除）

乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、本契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ本契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第21条（損害賠償）

乙は、本契約に基づく委託業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

第22条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、当事者が誠意をもって協議のうえ解決する。

第23条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長 池田 竹州

乙 沖縄県〇〇市
〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の方に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の財団帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

(2) 開札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあつては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。